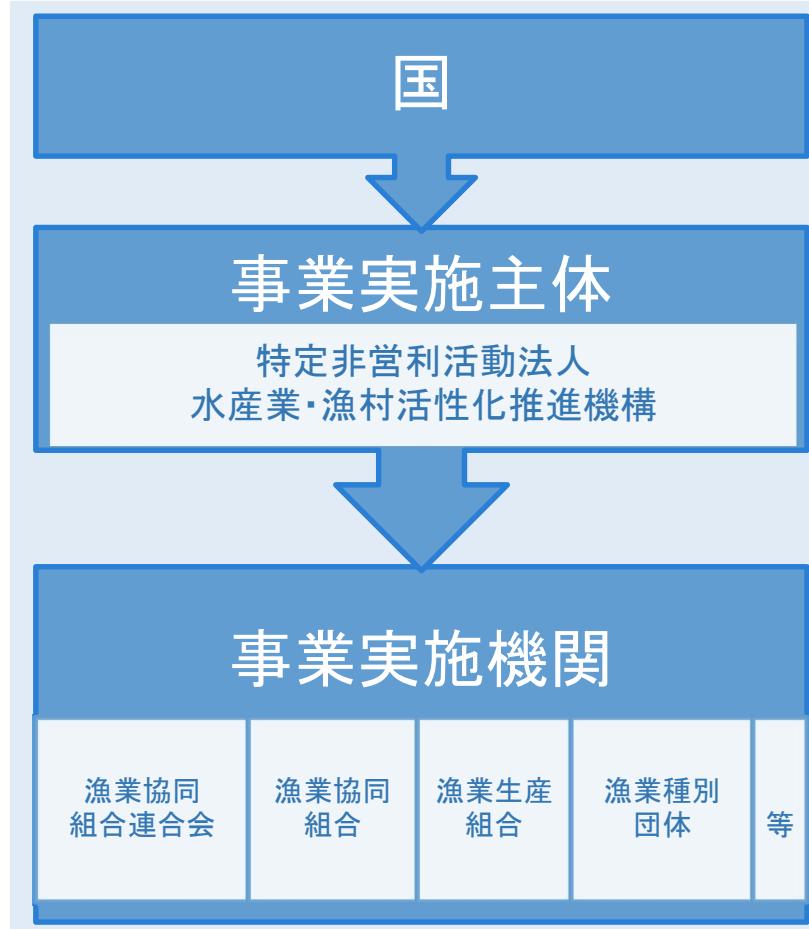
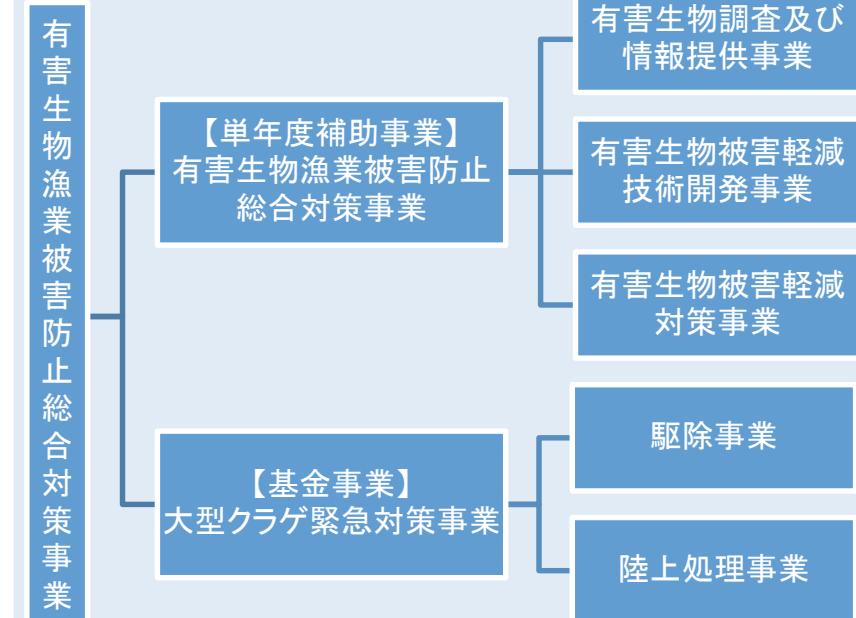


有害生物漁業被害防止総合対策事業

事業スキーム



事業の内容



概要

●事業目的

近年、我が国周辺海域に広域に出現するトド、ザラボヤ、大型クラゲ等の有害生物により、漁具の破損、食害による漁獲量の減少、作業の遅延、漁獲物の品質低下等、我が国漁業に甚大な被害が発生し、漁業者の経営に大きな影響を与えています。

これらの有害生物による漁業被害対策をより効果的・効率的に進め、総合的に漁業被害を防止・軽減することにより漁業経営の安定化を図ることを目的とします。

※有害生物:本事業における有害生物とは、複数の都道府県にまたがって大規模に出現し、広域的に漁業被害を及ぼす海洋生物であることを要件とし、水産庁が選定する事業対象有害生物は、トド、オットセイ、ナルトビエイ、ザラボヤ(標準和名:ヨーロッパザラボヤ)、大型クラゲ(エチゼンクラゲ)及びキタミズクラゲの6種です。

●事業内容

本事業の対策は広域的な漁業被害の防止及び軽減を目的とし、都道府県との間で適切な役割分担が図られていなければなりません。

【単年度補助事業】有害生物漁業被害防止総合対策事業

- ・有害生物調査及び情報提供事業
- ・有害生物被害軽減技術開発事業
- ・有害生物被害軽減対策事業

【基金事業】大型クラゲ緊急対策事業

- ・駆除事業
- ・陸上処理事業

●有害生物の駆除を実施する際の補助条件(下記の全条件を満たしていること)

- (a)特定の時期・場所等で駆除を行うことが広域的な漁業被害の防止・軽減に効果的であると認められること
- (b)駆除計画の策定には、関係する都道府県及び漁業関係者が全て参画し、連携して駆除を行う体制を構築すること
- (c)各都道府県の沿岸漁場近海域における駆除等の対策については、当該都道府県又は当該都道府県の漁業関係者が自主的に行っていること。

有害生物調査及び情報提供事業

有害生物出現実態・生態把握調査（事業対象有害生物；トド、オットセイ、ナルトビエイ）

被害対策を効果的・効率的に進めるための知見を得ることを目的として、有害生物（トド、オットセイ、ナルトビエイに限る。）の出現実態、生態、回遊動向等の把握のための調査を行います。

補助率
定額

<トド調査例>

トドは、漁業被害をもたらす有害生物であると同時に保護生物でもあるため、順応的管理を踏まえて研究機関等が来遊状況や被害実態とともに、上陸場モニタリングや繁殖場調査等のトド資源調査及び生態調査・研究を行います。



繁殖場調査(サハリン チュレニー島)
撮影: 国立研究開発法人 水産研究・教育機構
水産資源研究所



上陸場モニタリング調査(ドローン調査)
(北海道 宗谷岬沖 弁天島)
撮影: 地方独立行政法人 北海道総合研究機構
稚内水産試験場

有害生物調査及び情報提供事業

有害生物出現情報収集・解析及び情報提供（事業対象有害生物：全種）

補助率
定額

調査船調査等や漁業者による大型クラゲ等の有害生物の出現情報の収集を行うとともに、当該情報を取りまとめ、漁業関係者に提供を行います。

有害生物
(新たに選定された有害生物を含む)



有害生物調査計画立案



洋上調査



陸上調査
(市場等聞き取り調査)



その他
調査・観測



情報収集解析 情報配信



データベース



(予測など高度情報解析)



http://



FAX 携帯電話
インターネット等



漁船



漁業者
水産関係者



海洋関係者

← 計画立案 →

← 調査 →

← 情報収集およびデータ解析 →

← 情報配信 →

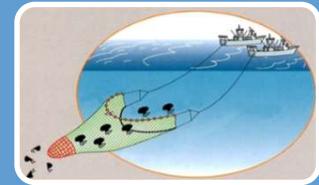
有害生物調査及び情報提供事業

出現状況等情報配信先リンク



大型クラゲ出現・予測情報

- ・日本周辺海域 (一社)漁業情報サービスセンター
- ・日本国外海域 国立研究開発法人 水産研究・教育機構



大型クラゲに関する技術開発等の情報

- ・国立研究開発法人 水産研究・教育機構



ザラボヤ出現等情報

- ・(地独)北海道立総合研究機構 函館水産試験場



キタミスクラゲ・ナルトビエイ等出現情報

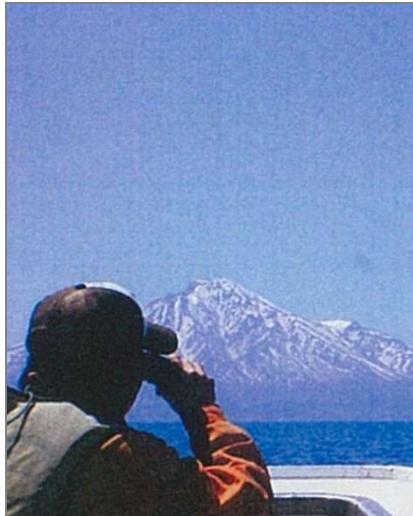
- ・(一社)漁業情報サービスセンター

有害生物被害軽減技術開発事業

トド追い払い等効果検証、トド漁業被害防止技術開発（事業対象有害生物：トド）

補助率
定額

トドの効果的・効率的な追い払い手法や駆除手法の確立に向け実証的取り組みを行います。また、トドによる漁具の破損等を防止するための強化刺し網の実証試験、忌避手法及び捕獲手法の開発等を行います。



トドの探索・監視



発見されたトド



捕獲手法開発で捕獲された発信機を装着したトド
撮影：水産資源研究所・稚内水産試験場

ザラボヤ被害防止ネットワーク構築（事業対象有害生物：ザラボヤ）

補助率
定額

ザラボヤ洋上駆除を効果的に行うためのモニタリング体制等を構築するための調査・研究を行います。

有害生物被害軽減対策事業

有害生物駆除

(事業対象有害生物;トド、ナルトビエイ、ザラボヤ、キタミズクラゲ
大型クラゲ)

補助率

定額

ネットの
導入は
1/2
以内

有害生物による漁業被害を防止軽減するため、洋上駆除に要する経費を助成します。また、大型クラゲの混獲及び漁具の破損を回避するため、事業実施機関である漁協等に対し、底曳き網や定置網等の駆除効果促進ネットの導入に要する経費を助成します。

なお、事業において補助対象となる洋上駆除、陸上処理の方法、漁具等(陸上処理機材、改良漁具等)は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認められるものでなければなりません。

【トドの駆除】

水産庁が定めたトドの採捕数を管理しつつ、漁業被害を防止・軽減させるため、駆除を行います。



沿岸に上陸したトド

【ナルトビエイの駆除】

ナルトビエイの産仔時期前に出現密度の高い海域で駆除を行います。



駆除したナルトビエイ

【ザラボヤの駆除】

モニタリング調査の結果を受けて、ホタテガイ等に付着したザラボヤを洗浄し引き剥がす作業を集中的に実施します。



沖洗いされるザラボヤ

【キタミズクラゲの駆除】

キタミズクラゲの出現状況に応じて、駆除ポンプ等を使って駆除を行います。



キタミズクラゲ駆除の様子

有害生物被害軽減対策事業

有害生物陸上処理 (事業対象有害生物:大型クラゲ、ザラボヤ)

補助率
定額

陸揚げされた大型クラゲ・ザラボヤ等の有害生物の運搬・処理及び有効利用に要する経費を、事業実施機関である漁協等に対し助成します。

* 有効利用とは、陸揚げされた有害生物の処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄(焼却・埋設)以外の方法で資源化することをいいます。

【ザラボヤ陸上処理の例】



回収したザラボヤ



陸上処理施設への運搬

有害生物被害軽減対策事業

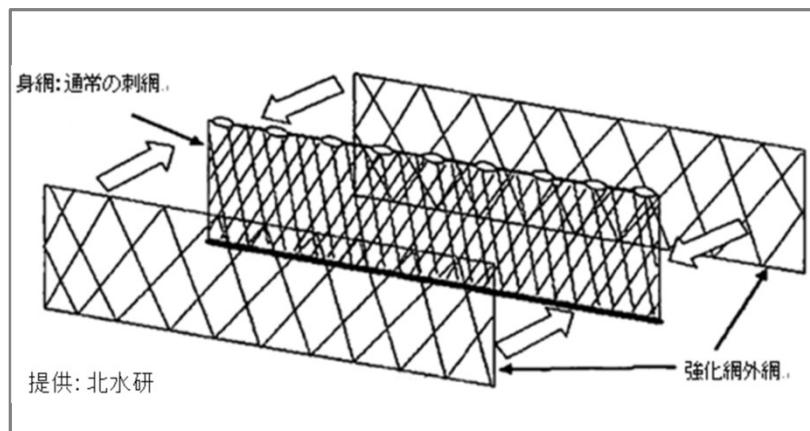
改良漁具(トド被害軽減対策用)の導入 (事業対象有害生物:トド)

補助率
1/2
以内

トドによる漁具の破損及び食害を回避するため、事業実施機関である漁協等に対し、下記の漁具への改良に要する経費を助成します。(助成額には上限額があります。)

なお、当該事業における補助対象となる改良漁具は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく、普及段階のものであると認められるものでなければなりません。また、本事業に設置する委員会において、改良漁具として認定された漁具が助成の対象となります。

- ◎ 小型定置網や底建網の魚捕部(金庫網、たまり網等)の強化網への改良
- ◎ ニシン・カスベ・アンコウ刺し網の強化刺し網(外網)への改良



【強化刺し網の仕様例】

※強化刺し網は、通常の刺網(身網)の両側を
目合の大きい強化繊維の保護網(外網)で挟
みこむ三枚網構造です。

大型クラゲ緊急対策事業(基金事業)

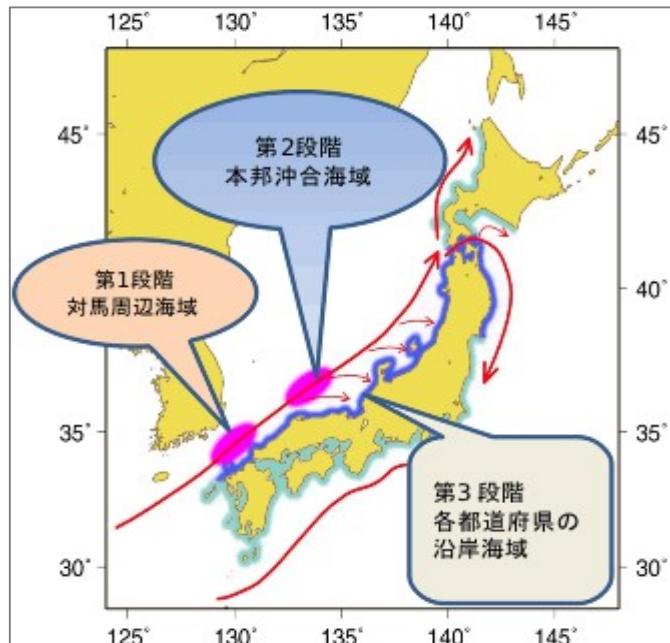
駆除事業(洋上駆除)

補助率
定額

大量に出現した大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、事業実施機関である漁協等に対し、沖合域及び沿岸域における大型クラゲの洋上駆除に要する駆除漁具代、用船料、燃油代等の経費を助成します。

定置網及び小型底曳網による駆除に対しては、大型クラゲ駆除指針の出動基準に基づく入網個体数以上が入網した時に、洋上駆除を行う経費を助成します。補助対象者は事業実施機関である漁協等になります。

※大型定置網:500個体以上、小型定置網:100個体以上、小型底曳網:20個体以上または周辺定置網が左記の基準以上



沖合域・沿岸域での洋上駆除の計画



定置網を埋める大型クラゲ



専用駆除漁具による駆除

大型クラゲ緊急対策事業(基金事業)

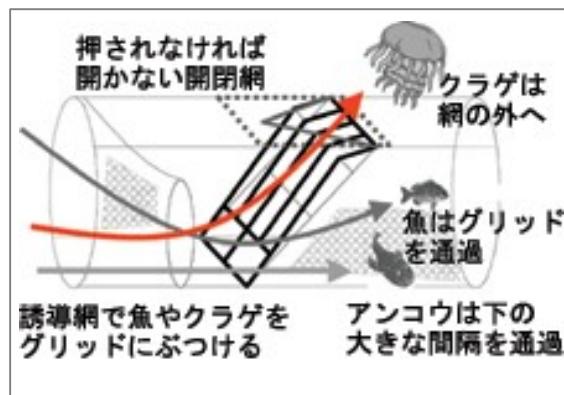
駆除事業(大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入)

補助率
1/2
以内

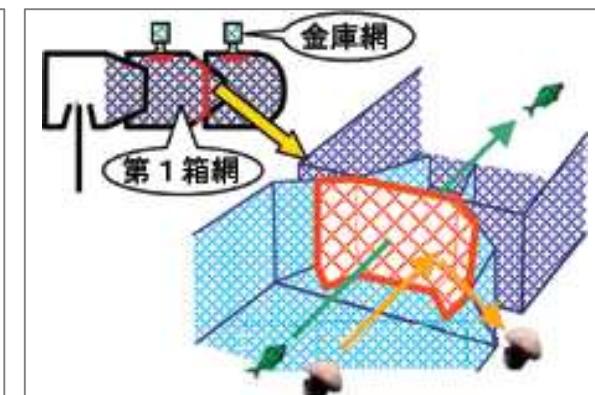
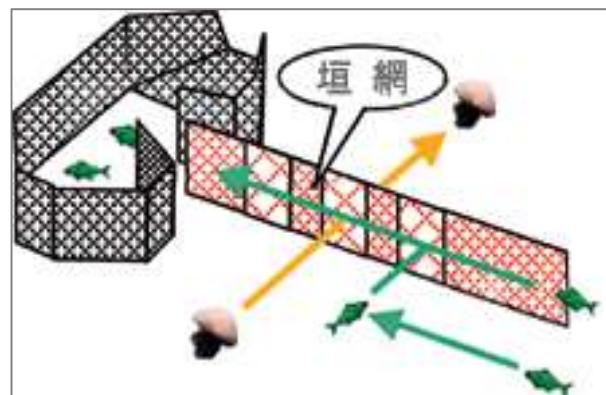
大型クラゲの混獲及び漁具の破損を回避するため、事業実施機関である漁協等に対し、底曳き網や定置網等の大型クラゲ駆除効果促進ネット(旧称:改良漁具)の導入に要する経費を助成します。

なお、当該事業における補助対象となる漁具は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく、普及段階のものであると認められるものでなければなりません。

【底びき網の例】



【底建網の例】



身網と袋網の間にグリッドを設置

垣網の大目化

第1箱網三枚口の遮断

大型クラゲ緊急対策事業(基金事業)

陸上処理事業

補助率

定額

処理機材
の導入は
1/2
以内

陸揚げされた大型クラゲの運搬・処理及び有効利用に要する経費を、事業実施機関である漁協等に対し助成します。

【大型クラゲ陸上処理の例】

